

# 平成 22 年度 道央東部会研修競技

開催日：平成 22 年 7 月 29 日（木）

会 場：廣濟堂札幌 CC 新コース

## 競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則  
日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定  
競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄についてこの委員会の裁定は最終である。
3. 使用球の規格  
『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (C)1b』を適用する。(ゴルフ規則 186p 参照)
4. 使用クラブの規定  
『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 I (C)1a』を適用する。(ゴルフ規則 184p 参照)
5. スタート時間  
『ゴルフ規則付 I (C)2』を適用する。(ゴルフ規則 187p 参照)
6. 競技終了時点  
競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
7. ホールとホールの間での練習禁止  
『ゴルフ規則付 I (C)6b』を適用する。(ゴルフ規則 190p 参照)
8. 移動  
正規のラウンド中の移動について『ゴルフ規則付 I (C)9』を適用する。(ゴルフ規則 192p 参照)

## ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭または白線で標示する。
3. ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線でその限界を表示する。
4. 17番ホールのラテラル・ウォーターハザードに球が入った場合、規則 26-1 の他指定ドロップ区域より第 3 打目としてプレーすることができる。
5. 排水溝は動かさない障害物とする。
6. パッティンググリーンに近接する動かさない障害物について、『ゴルフ規則付 I (B)6』を適用する。(ゴルフ規則 173p 参照)

## 注 意 事 項

1. 競技の条件、またはローカルルールに追加変更のある場合は、クラブハウス内に掲示して告示する。
2. パー3 ホールでは、パターをする前に後続組がティーインググラウンドに来たときは打たせること。
3. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当に空けないように注意すること。

競技委員長 木村 優子